

## 橿原市特別職報酬等審議会 3 回目 会議録

- 1 日 時 令和8年1月15日（木）午前10時から
- 2 場 所 分庁舎4階コンベンションルーム
- 3 出席者 委員 田中会長、五味委員（職務代理）  
50音順 栗本委員、千葉委員、島本委員、中谷委員、藤田委員、柘見委員、森脇委員  
事務局 加護理事兼総務部長、竹村総務部副部長、河合人事課長（司会）、松村人事課課長補佐、森本人事課給与係長、辻本人事課主査、高崎人事課臨床心理士

### （1）開会

### （2）審議

#### 1. 第2回審議会内容の確認

- ・前回の審議会時に発出されていた財政危機宣言は解除されているが、予算策定にあたり基金を取り崩さなければならない状況であり、決算状況も厳しく、ゆとりのある状況ではない。
- ・財政力指数等は県内上位、類似団体との比較では中位であるが、今後大きな投資が必要となれば将来負担比率が悪化する可能性がある。
- ・物価高で賃上げムードがある中で、市長、副市長および教育長の給料について引き上げることを全く否定するものではないが、財政状況が今後悪化する可能性があること等を踏まえ、現状維持とすべきではないか。
- ・ただし、附帯意見として、物価高等の社会情勢を鑑み、引き上げの余地があることを盛り込む。
- ・議長、副議長、議員および行政委員の報酬についても、前回の審議会時から状況に変化はなく、現状維持が妥当である。
- ・認定こども園、幼稚園、小・中学校の医師・歯科医師・薬剤師の報酬については、相当である。

#### 2. 答申案について

#### 3. その他

**【資料】**

- 資料 1 類似団体30市(Ⅲ-3)一覧(人口100,000人以上150,000人未満)
- 〃 2 檀原市特別職報酬額の推移
- 〃 3 檀原市特別職・一般職給料月額・年収比較表
- 〃 4 県内12市 特別職報酬額(月額・年収)(本則)
- 〃 5 県内12市 特別職報酬額(市長・副市長・教育長)減額措置状況
- 〃 6 県内12市 特別職報酬額(月額・年収)(減額調整後)
- 〃 7 県内12市 特別職報酬額比率一覧
- 〃 8 類似団体30市(Ⅲ-3) 特別職報酬額(月額・年収)(本則)
- 〃 9-1 類似団体30市(Ⅲ-3) 特別職報酬額(市長・副市長・教育長)減額措置状況
- 〃 9-2 類似団体30市(Ⅲ-3) 特別職報酬額(議長・副議長・議員)減額措置状況
- 〃 10 類似団体30市(Ⅲ-3) 特別職報酬額(月額・年収)(減額調整後)
- 〃 11 類似団体30市(Ⅲ-3) 特別職報酬額比率一覧
- 〃 12 檀原市行政委員会報酬額等一覧表
- 〃 13 県内12市 行政委員会委員報酬額
- 〃 14 類似団体30市(Ⅲ-3) 行政委員会委員 報酬額
- 〃 15 近年の景気動向
- 〃 16 人事院勧告の実施状況(行政職(一)関係)
- 〃 17 檀原市給与削減状況
- 〃 18 県内12市 財政状況
- 〃 19 類似団体30市(Ⅲ-3) 財政状況
- 〃 20 令和6年度 決算状況等調査表
- 〃 21 平成28・令和元・令和4年度特別職報酬等審議会答申概要
- 〃 22 用語
- 追加資料 令和3年度 決算状況等調査表
- 令和4年度 決算状況等調査表
- 令和5年度 決算状況等調査表
- 令和4年度特別職報酬等審議会資料19
- 令和4年度特別職報酬等審議会資料20

## 【質疑応答】

会 長：認定こども園、幼稚園の医師・歯科医師・薬剤師の報酬の改定根拠を説明されたい。

事務局：現在の檀原市独自のこども園においては、1つの園に対して保育園、幼稚園それぞれの医師等に從事してもらっているが、認定こども園に移行した際には1人に担っていただくこととなる。業務としては内科検診と相談であり、内科検診は対象人数の増加により増額とするが、相談は、認定こども園となることで1園分として算定することとなり、ご提示した報酬額となるものである。

委 員：たとえば認定こども園 園医は報酬額が275,000円となっているが、これは月額か。またこれら医師等は常勤か。

事務局：年額である。また、常勤ではなく、非常勤である。

事務局：〈答申案読み上げ〉

会 長：答申案のうち、3（2）の2行目、「中位よりやや前」という表現が分かりにくい。「中位よりやや上位」という意味でよいか。

また、3（3）「他市との比較では偏りが」という表現について、「偏り」とは「上位」という意味か。

事務局：前者についてはご理解のとおりである。直ちに修正する。後者については、上位もあれば下位もあるという意味であり、このままの表現とさせていただきたい。

〈修正案配布〉

会 長：質疑等あるか。

（異議なし）

（最終案確認）

（全会一致で異議なし）

会 長：最後の議題のその他について。

事務局：これまで3回にわたり慎重かつ積極的なご審議をいただきましてありがとうございました。また、会長におかれましては円滑な進行をしていただきありがとうございました。

会 長：3回の審議において委員各位から様々な意見を出していただきありがとうございました。これをもって審議会の審議を終了する。

なお、先ほどの答申案にて確定とし、1月28日に市長に提出する予定である。